

令和 8 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 31 日（火）

令和8年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年3月31日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 E会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第16号 茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦について
- 第2 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第18号 非農地証明願について
- 第4 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第5 議案第20号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 第6 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第22号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 第8 報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第11 報告第11号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告につい
て

出席委員

1番	石坂	豊治	君	8番	原田	勝幸	君
2番	齋藤	和子	君	9番	廣瀬	正実	君
3番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域1	市川	芳男	君	区域2	生川	仁	君
区域3	三橋	清高	君	区域4	内田	信行	君

欠席委員 8番 原田 勝幸 君 10番 野中 清 君

茅ヶ崎市総合政策課

課長補佐 山口 行介 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時02分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 8 年第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、8 番原田勝幸委員、10 番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち12名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1 番石坂豊治委員、4 番大竹孝一委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第16号、茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦についてを上程いたします。

本日は、茅ヶ崎市総合計画審議会を担当しています茅ヶ崎市総合政策課の職員にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いいたしたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

○総合政策課（山口行介君） （総合政策課 あいさつ）

～現在、任命されている総合計画審議会の委員が行ってきた内容及び任期が 2 年間であることの説明～

～今後の 2 年間の任期中は、5 年間の総合計画を作成したばかりであり、その進捗状況を確認することが主になるため、会議の開催は、年 1 回程度を予定しているとの説明～

～総合計画の進捗管理をする審議会にどなたか推薦を賜りたいとのお願い～

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

茅ヶ崎市総合政策課より説明がありましたが、これに対するご質問ございませんか。

○12番（朝倉直芳君） 農業委員会から 1 名推薦をしてくださいとのことですが、総合計画審議会の委員は、何人ぐらいで構成されているのですか。

○総合政策課（山口行介君） いままでの委員会は、次の 5 年間の計画を作るということもありましたので、15名の委員の方々により議論をしていただきました。これからの 2 年間は、計画も出来上がり、進行管理が主となりますので、11名の委員構成として、そのうちの 1 名を農業委員会の委員から推薦していただきたいと考えております。

○12番（朝倉直芳君） 15名の委員で策定した計画を、今後は11名で進行管理していくということですか。

○総合政策課（山口行介君） さようでございます。

○12番（朝倉直芳君） ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他にご質問ございませんか。

○13番（村越重芳君） 自薦でも他薦でも良いのですが、毎回、同じように推薦する委員を決める手続きを行うのは、手間がかかるので、農業委員会からは、都市計画審議会と総合計画審議会の2つの審議会の委員を出していることから、副会長になる方へ振り分けるという方法はいかがでしょうか。

○局長補佐（松澤一樹君） ひとつの案として、次の体制に引き継いで行きたいと思っています。7月の新しい体制になりましたら、そういったご意見をどなたからかご提案いただき、決めていければと考えております。

○13番（村越重芳君） 自分でやりたいという人がいれば良いのですが、おられない場合には、そういった方法も有るのではないのでしょうか。

○事務局長（岡崎貴裕君） 会議の日程として年1回になった場合は、7月の前にも1回会議はあるのですか。

○総合政策課（山口行介君） 会議は年1回で、おそらく、年明けになるのかなと思っています。会議は年明けになるのですが、役所の手続きとして、4月1日から委嘱させていただくことになります。

○事務局長（岡崎貴裕君） ここで決まっても、7月の改選で決まった方が選ばれなかった場合は、もう一度、選び直しということになります。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ございませんか。

○議長（齋藤和子君） ご意見ないようでしたら、先ほどの説明を踏まえまして、どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。

○7番（吉田恵子君） 改選までは、引き続き、委員を受けます。改選後は、皆さんで話をして、決めていって貰いたいと思います。

○議長（齋藤和子君） 他にいらっしゃいませんか。いらっしゃらないようでしたら、吉田恵子委員を推薦することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。議案第16号、茅

ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦について、吉田委員を推薦することに決定いたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

13番村越委員より報告をお願いいたします。

○13番（村越重芳君） 議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和8年3月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、畑、390㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、車両置場です。

農地区分は第3種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内は通路を含め全面転圧・砕石敷とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、東側、西側、北側の3面が茅ヶ崎市道に接しており、南側は既存宅地のコンクリート擁壁が築造されているため、隣接農地に影響がない計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 委員からご説明がありましたとおり周囲に農地は存在していません。また、この計画につきましては、車両置場ということで、計画上は12台配置する予定となっております。以上でございます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第18号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

13番村越委員より報告をお願いいたします。

○13番（村越重芳君） 議案第18号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和8年3月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、31㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

当該地は、10年以上前から住宅敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第18号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から4番案件までございますが、1番案件及び4番案件が出席委員に関わる審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

始めに、1番案件を上程いたしますが、議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時15分休憩
(本人案件のため当該委員退室)

午後 2 時16分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況田、991㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち1番案件を報告のとおり決定す

ることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時17分休憩

(当該委員入室)

午後2時18分再開

○議長(齋藤和子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち2番案件及び3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後、一括して行います。

2番案件は、区域3三橋委員より、3番案件は、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

始めに、区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3(三橋清高君) 2番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の農地は、1筆、現況田、1,402㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとなり、1年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

続いて、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1(市川芳男君) 続いて、3番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の農地は、6 筆、いずれも現況田及び畑、合計2,999㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和13年 5 月31日までとなり、5 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権及び賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、のうち 2 番案件及び 3 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時20分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後 2 時21分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、のうち 4 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域 2 生川委員より報告をお願いいたします。

○区域 2（生川仁君） 続いて、4 番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計1,237㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和11年 5 月31日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 3 番案件の方に成年後見人が設けられていますが、成年後見人に選任された方はどのような職業の方ですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 同じ方の案件が、たまに出てきますが、家庭裁判所から選任された成年後見人で、職業としては司法書士となります。

○12番（朝倉直芳君） 権利の種類が 1 筆だけ、賃借権になっているのは、成年後見人の影響によるものなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 現況地目を見ていただくと、田については、使用貸借で、畑については、賃借権ということで、畑にはパイプなどを設置して、苗などを育てていますので、その畑については賃借権を設定したということになっています。

○4 番（大竹孝一君） 温室なんです。温室を借りていて、田んぼのための機械とか電気を引いたりしているので、このことから賃借権にしていると思います。

○議長（齋藤和子君） よろしいですか。

○12番（朝倉直芳君） ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、のうち 4 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします

午後 2 時24分休憩

(当該委員入室)

午後 2 時25分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（齋藤和子君） 日程第 5、議案第20号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1 番案件が出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時26分休憩

(本人案件のため当該委員退室)

午後 2 時27分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第20号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第20号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借り等をするため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に要請することについて、ご審議いただくものです。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、1 筆、現況畑、1,214㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和11年 5 月31日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 本議題で議案が出されるのは、当該地が、萩園だからということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 地域計画が策定されていませんので、農業委員会から公益社団法人神奈川県農業会議に要請するという方法をとっています。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第20号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします

午後 2 時28分休憩

（当該委員入室）

午後 2 時29分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願について、1番案件から5番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。12番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12番(朝倉直芳君) 議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から5番案件までをご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年3月13日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、912㎡のうち900㎡につきましては、ネギ、タマネギ、ジャガイモ等が作付けされているほか、柿、梅が肥培管理されており、一部は準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人81歳、従事日数300日、専業、配偶者78歳、従事日数300日、専業、子49歳、従事日数20日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、2番案件をご報告いたします。

2番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年3月13日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、1,383㎡のうち808.9㎡につきましては、ハウスにてトマトが栽培されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、軽トラ、トラクター、加温機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人84歳、従事日数300日、専業、子57歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、3番案件を報告いたします。

3番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年3月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～3番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計967㎡につきましては、一体として耕作されており、キャベツ、白菜が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人69歳、従事日数250日、専業、配偶者69歳、従事日数150日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、4番案件をご報告いたします。

4番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年3月13日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～4番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計1,096㎡のうち、540.91㎡につきましては、そら豆、ホウレンソウ、ジャガイモ等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植え機、ハーベスター、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人72歳、従事日数280日、専業、配偶者68歳、従事日数280日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、5番案件を報告いたします。

5番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年3月16日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～5番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、800㎡のうち400㎡につきましては、栗、桃、ビワ、梅、ミカンが肥培管理され、ニラが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、カルチベータ、刈払機、チェーンソー、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人58歳、従事日数200日、兼業、配偶者64歳、従事日数200日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から5番案件までを報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第22号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 議案第22号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、を事務局よりご説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進を行うため、3月末までに翌年度の毎年度活動の目標を設定し、4月末までに公表することとされております。

それでは、お配りしました「別紙様式1」に基づいてご説明いたします。

記載内容等につきましては、『Ⅰ 農業委員会の状況』及び『Ⅱ 最適化活動の目標』に分けられております。

まず、『Ⅰ 農業委員会の状況（8年4月1日現在）』のうち、「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、「2 農家・農地等の概要」について、昨年度と変更が生じた箇所は、ページ真ん中の右の表、基本構想水準到達者等の経営体数が増えましたことにより、変更がありましたので修正しております。

下にあります、耕地面積につきましては、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づき記

入しております。

続いて、ページをおめくりいただき、『Ⅱ 最適化活動の目標』についてご説明いたします。

まず、「最適化活動の成果目標」について、①「現状及び課題」ということで、管内の農地面積、これまでの集積面積、集積率を記載しております。

集積面積につきましては、下の注釈の3番目に、記載されている局長通知別表1に掲げる者である、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者等へ、これまで集積した面積を記載したものとなります。

次に、②「目標」についてですが、集積率の目標を前年度と同様に30%とし、令和8年度の新規集積面積の目標を前年度と同様1ヘクタールとしました。

次に「(2) 遊休農地の解消」についてですが、こちらは令和7年度に皆様にご協力いただきました農地利用状況調査、農地パトロールの結果を記載しております。

「②目標」についてですが、こちらは、令和3年度の利用状況調査における緑区分または黄色区分に関することを記載することになっておりますので、昨年度と同内容となっております。

ページをおめくりいただき、「(3) 新規参入の促進」ということで、新規参入者の現状及び課題を記載しております。

令和7年度は新規就農者が1名おりましたので、表のとおり記載しております。

「②目標」につきましては、令和5年度から令和7年度までの権利移動面積の平均を出したものとしております。

最後に、「2 最適化活動の活動目標」ですが、目標は令和7年度と同様、委員の皆様には月10日の日数目標としております。

また、活動強化月間の設定目標及び新規参入相談会への参加目標については、例年どおりといたしました。説明は以上となります。

本日、ご承認いただきましたら、ホームページにおいて公表させていただくこととなります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 事務局からの説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 新規参入者の促進についてですが、過去の参入者の人数は、2人、3人、1人となっていますが、農業の担い手となる新しい農業従事者を増やすために行政はどのように関わっているのかを教えてくださいませんか。

○局長補佐（松澤一樹君） 新規参入者を市が直接に見つけてくるというのでは無く、茅ヶ崎管内で農業をやりたいという方達が相談に訪れます。2市1町で新規就農者の受け入れ体制を整えています。そこでは、ある程度の研修を受けなければいけないことになっていますので、そういった条件が整っているのかどうかを判断していきます。

その後、あてがえることが出来る農地があるかどうかは農業委員会の仕事となりますが、農地集積が出来るかどうかを利用状況調査の結果を含めて、農地を誰かに貸しても良いという地権者の方の意向を確認し、農業委員会の委員の皆様の意見や意向も確認しながら、新規就農者の方、また、担い手の方に農地を集積していくという活動をしています。

○13番（村越重芳君） 以前は、サラリーマンだった方かどうかは判りませんが、農業に興味があって、やりたい方は、研修を受けてやろうとするのでしょうか。そうすると、補助金もあるのでしょうか、農業収入だって、すぐ手に入るわけでは無いので、生活費も増えていくこともあり、それだけでは足りないこともあるでしょうから、いままで従事していた仕事をしばらくの間は一定程度はやっても良いとか、そういったことに対するバックアップといったもの、就農者の育成を行うことについて、どこまで出来るのかと思っていました、それらのことについては、どうなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 市としては、農業委員会とも協力してですが、フォローアップということで就農した後も面談や圃場確認などをして、アドバイスをしていますし、就農したら終わりということでは無く、農業委員会、市、さがみ農業協同組合、また、神奈川県と協力しながらフォローアップ体制を整えております。

○13番（村越重芳君） 例えば、主たる従事者がお亡くなりになって、奥さんだけでは農業が出来ないために農地を貸すこととなります。その家には、道具も持っていると思いますので、その道具を貸す方に対しても助成や助言も行ったりしているのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 基本的には、補助金の中で、道具を揃えることが出来ると思います。

○13番（村越重芳君） 揃えることが出来るのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 高級なものでは無く、また、研修先から譲り受けたりしています。

○13番（村越重芳君） 道具は動かしていないとだめになってしまいます。道具を動かして使って貰う。借りる方で、ガソリンや保険などの費用を負担して貰いますが、研修で機械の取り扱いもやってきていると思うので、使って貰って、また、メンテナンスもして貰います。機械を動かして貰った方が良いので、そういった仕組みが出来れば良いなと思っています。

○局長補佐（松澤一樹君） 日頃の農業委員会活動の中で、皆さんも支えていただければと思います。

○区域1（市川芳男君） 新規就農者の年齢についてですが、何歳までとかの制限は無いのですか。

○事務局長（岡崎貴裕君） 補助金に年齢制限はありますが、それ以外については、営農ができるのかということになります。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございませんか。

○4番（大竹孝一君） 新規就農者の方に紹介する農地ですが、耕作放棄地をひっくり返して、農地に替えて、あてがっていくということは考えられないか。農地で無ければ借りられないという人がいますが、遊休農地の解消に今後なっていくと思います。そういったことは行っていますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 現状としては、市でそういった補助は無いと聞いています。

○4番（大竹孝一君） 補助が無い。

○局長補佐（松澤一樹君） 荒れ地を元に復元する作業についての補助は、現在は、無いです。

○4番（大竹孝一君） 藤沢市では、予算を取ってやっているけれど、茅ヶ崎市ではそういうのは無いのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 県とかでは、あるとは聞いていますので、そういった制度が使えるのかどうかは検討しなければいけないのかなと思います。

○4番（大竹孝一君） 荒れているところをちょっと手を入れれば、いくらでも農地が有ると思うんだけど、そういった紹介の仕方も有るのではないかと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） 検討していかなければいけないところだと思っています。

○区域3（三橋清高君） 耕作放棄地では、ある程度の機械があった方が良くないかと思いましたが。トラクターに付けるハンマーナイフだと弱いから土に入らない。プラソイラー、竹の粉碎機、そしてユンボも有った方が良いでしょう。そういった所にレンタルや業者を入れてし

まえば簡単だけれども、重機を入れる予算を確保するか、道具を確保するか、それとも、そういった重機が揃っている中規模農家にあてがうかだと思います。

○4番（大竹孝一君） 予算があると重機を借りられるんです。

○区域3（三橋清高君） そういった重機が無いと厳しいです。新規就農者が、就農してすぐに、補助金の枠では、重機は難しい。補助金を全部、業者の開墾にあてがう費用に回すことが出来れば良いですが。

○4番（大竹孝一君） 藤沢で5反分の田んぼをやったんですけれども、ユンボを借りて、耕作放棄地を開墾したんですけれども、予算の中から1反について、ある程度の補助金を貰うことが出来たので、それで重機を借りて、土をひっくり返したりとか、暗渠を敷設したりすることが出来ました。茅ヶ崎市でもその制度と近いような補助金の予算を取れるようにして貰いたい。

ちょっと、手を入れれば、すぐに畑に切り替わることが出来るところは結構あります。重機1台、ユンボ1台有れば、結構仕事をすることが出来ます。そういった予算を付けてくれば、茅ヶ崎の芹沢の方だけれども、耕作放棄地が減って行って良くなると思います。

景観も良くなるし、農地も提供することが出来るしということになります。地主さんも多分、そういう農地を持っている人は、みんな高齢になってしまって、とても農業が出来ないと言う人が多いので、こういったやり方も今後は有るのでは無いかと思います。

○局長補佐（松澤一樹君） ありがとうございます。

○区域3（三橋清高君） それは、まったくもって、大竹委員の言うとおりで、本当にやった方が良いです。

○4番（大竹孝一君） 予算を取って貰いたいなと思います。

○事務局長（岡崎貴裕君） すぐ、出来るとはちょっと言い切れないのですが、検討は本当にさせていただきたいと思います。

○12番（朝倉直芳君） 新規参入者には、いろいろな施策がありますが、本来は、農業後継者に重点を置きながら、新規参入者にも補助をしますよというのが、本来の施策だと思います。新規参入者が本筋では無くて、農業後継者が本筋だと思います。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございませんか。

○4番（大竹孝一君） 先ほど、村越委員が言ったように、農家で農具を持っていて、動かさなければいけないということもあり、また、農地もありますから、元農家の方が、新規就農者の方に対して支援をするようなマッチングが出来ないか。

農地だけでは無くて、農機も貸せるし、新規就農者は置場に困っている。それが、ネックになっている。

○13番（村越重芳君） 収穫したものを置いて、そこでさばいて、売るために行う作業をする部屋も無かったりするので、そういった場所も欲しいと言う人もいるし、また、加工品についても衛生上の決まり事があり、難しくなっているため、加工場も欲しいと言っているような人もいます。そういった部分について、どこまで手当が出来るのかなと思っています。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決いたします。議案第22号、令和8年度最適化活動の目標の設定等については、説明のとおり計画を変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第8、報告第8号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第9号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第11、報告第11号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第8号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書は8ページのとおり、1件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

報告第9号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページのとおり、1番案件から3番案件までとなっております。転用の目的といたしましては、住宅敷地、共同住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は10ページのとおり、1番案件から7番案件までとなっております。転用の目的といたしましては、住宅敷地、資材置場、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第11号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてご説明いたします。

議案書は11ページになります。

本件は、農地法第18条第6項に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けた案件となります。

1番案件から3番案件については、農地中間管理機構を通していない貸し借りであり、借り手と地権者である貸し手から提出されたものであり、合意解約の合意が成立した日は、すべて、令和8年3月5日となっております。

事務局からの報告は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

○13番（村越重芳君） 11ページの合意解約の案件については、今まで、農地中間管理機構を通していない貸し借りであったので、改めて、農地中間管理機構を通した貸し借りをするという案件なのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 地権者と借り手の間で事情があったものです。

○13番（村越重芳君） はい、判りました。

○14番（小澤昇君） 報告第9号の3番案件の届出人の欄に被相続人の名前がありますが、死亡した人が届け出をすることが出来ないと思いますが、どういう理由なのでしょう。

○局長補佐（松澤一樹君） 被相続人は、亡くなった方になるのですが、委員のおっしゃるとおり亡くなった方は届け出をすることが出来ませんので、法定相続人である3人による届け出になります。登記簿上は、亡くなった方の名義になっています。

○14番（小澤昇君） 名義が残っているということなのですね。はい、判りました。

○13番（村越重芳君） 被相続人が亡くなったので、3人の方が相続人になりましたということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 法定相続人として、届け出をしたということです。亡くなったので、届け出が出来ないため。

○4番（大竹孝一君） 分割協議書を持ってきて、届け出をしたということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 相続登記が終わってなくて、法定相続人で届け出したということ。

○議長（齋藤和子君） 他にご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第8号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第9号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第11号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時05分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員